

飛騨・美濃すぐれもの

<平成30年度応募要領>

**岐阜ブランドを全国へ！
県内事業者の皆様のご応募をお待ちしています**

岐阜県では、県の魅力を見つけ出し、全国に伝える取組みの一環として、県産品と観光の一体的な振興を図っており、様々な機会を通じてPRと販売促進に努めています。

このたび、県産品の宣伝や販売プロモーションを行う際に、県産品の看板商品となり、岐阜県のブランディングにつながる「飛騨・美濃すぐれもの」を広く募集します。

なお、申請者を対象に、別途「平成30年度『飛騨・美濃すぐれもの』申請説明会」を開催しますので、是非ご参加ください。

意欲ある事業者の皆様のご応募を、心よりお待ちしております。

「飛騨・美濃すぐれもの」とは・・・ 緑豊かな山々と清らかな水が流れる「清流の国ぎふ」ならではの四季折々の豊かな自然やものづくりの伝統を活かし、物語性、オリジナリティ、高品質、安全・安心などの観点から厳選された、県産品の宣伝や販売プロモーションを行う際に県産品の看板商品となり、岐阜県のブランディングにつながる優れた商品です。

「飛騨・美濃すぐれもの」認定のメリット

○ プロモーション

- ・岐阜県が制作するパンフレット等で、商品の背景にある地域のつながりなどの物語性を紹介し、県が積極的に商品のPRを実施します。
- ・スーパーマーケット等で一定期間の販売プロモーションを実施します。

○ 商品のイメージアップ

- ・岐阜県を代表する優れた県産品に選定された商品として、県が各種広報媒体を使ってPRします。商品の知名度の向上と、消費者や流通関係に対する信頼性の向上が期待できます。

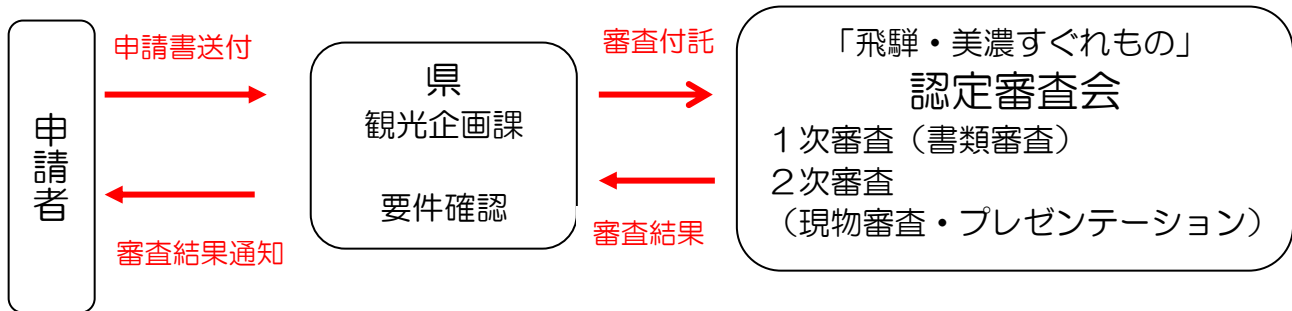
○ 売れる商品のレベルアップ

- ・百貨店、専門店、スーパーマーケットのバイヤーやメディア関係者の意見、販売プロモーションでの取扱いなどを通して、商品の改良や新たな商品開発につなげます。

○ 商品の販路拡大

- ・国内外の見本市や商談会への出展をご案内します。
- ・岐阜県名産販売（株）やTHE GIFTS SHOP（岐阜県アンテナショップ）等、県産品を取扱う販売者へ認定商品を紹介します。

認定までの流れ



- ① 申請者資格及び対象商品の要件を満たしていることを確認
- ② 【1次審査】 書類審査（5月予定）
- ③ 【2次審査】 現物審査・プレゼンテーション（7月または8月予定）
※ 2次審査は現物審査及びプレゼンテーションを行うため、商品の提供、申請者の出席をお願いします。
- ④ 2次審査通過商品について、関係機関による法令確認
- ⑤ 岐阜県知事が「飛騨・美濃すぐれもの」として認定
※ 審査の結果は、9月中にお知らせする予定です。

募集要領

1 申請者資格

次の（１）～（４）のすべてに該当し、

農業、林業、畜産業、漁業又は製造業を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される団体

- （１）岐阜県内の生産者又は岐阜県内に事業所を有する方
- （２）選定の対象となる県産品の生産、製造又は加工の全部又は一部を行う方
- （３）過去３年に、社会的に信頼を失うような法令違反又は事故がない方
- （４）岐阜県が定める「暴排措置に係る照会手続き等に関する要綱」第３条に該当しない方

2 対象商品

次の（１）（２）のいずれにも該当する商品で、

ブランド力のある商品として、消費者と直結した販売戦略等に基づき全国に向けて販売促進していくことに対応でき、岐阜県のイメージアップに活用できるもの。

- （１）県内に事業所を有する者が生産、製造又は加工の全部又は一部を行ったもので最終消費者が使う商品
- （２）申請時の事業年度を除く過去３年間に、生産、製造又は販売の実績がある商品
（テストマーケティング等は販売実績に含めません。）

3 認定基準

以下の項目について、百貨店、スーパーマーケット、専門店のバイヤー、メディア関係者による「飛騨・美濃すぐれもの」認定審査会で審査します。

※ 季節商品については、期間内での安定供給ができる商品であること

認定基準	項目
(1) 商品の情報発信に積極的で商品及び岐阜県のブランド力向上に意欲がある	<ul style="list-style-type: none">・消費者や取引先等に対するPR宣伝、広報活動に積極的であること・岐阜県の認知度及びイメージの向上につながる取組みを行っていること・ホームページで情報発信を行っていること
(2) 消費者等に対し、誠実で責任のある対応が迅速かつ的確にできる	<ul style="list-style-type: none">・消費者からの苦情・要望・問合せ等に対応できる体制、危機管理体制があること・商品の供給時期等の情報を的確に提供できる体制があること
(3) 商品に岐阜県の自然、歴史、伝統、文化的背景や地域とのつながりがあり、岐阜県及び地域のイメージと結びつける物語性がある	<ul style="list-style-type: none">・商品に岐阜県の自然、歴史、伝統、文化的背景や地域とのつながりがあること・岐阜県及び地域のイメージと結びつける物語性があること・生産（製造）技術、原材料にこだわりがあること
(4) 商品に独自性及び優位性がある	<ul style="list-style-type: none">・食味、機能、デザイン等が優れていること・独自の技術、技法により生産（製造）されていること・類似商品との差異性があること・商品の認知度があること
(5) 高い品質を維持・向上するための技術的取組みや体制整備がなされている	<ul style="list-style-type: none">・高品質な商品を出荷するための取組みがあること・生産技術や市場の動向等に関する調査、研究等を行っていること・品質の高さ等を裏付ける客観的な事実があること
(6) 将来にわたり持続的な生産又は製造が可能であり、安定供給が可能である	<ul style="list-style-type: none">・安定した量の商品を供給することが可能で、消費者が容易に入手できること・技術を継承するための取組みを行っていること
(7) 消費者の安心感・信頼感を確保する取組みがなされている	<ul style="list-style-type: none">・衛生管理、法令・社内規定違反等の発生を防止する体制が整っており、消費者の信頼性を確保する取組みがあること・安全・安心取組認証の取得、または取得した原材料の使用、環境に配慮した原材料の使用、製造方法等があること・トレーサビリティ・システムの導入、原材料や生産（製造）過程の情報開示があること

4 有効期限

認定を受けた商品の有効期限は3年間

（平成30年度認定商品の有効期限：平成33年3月31日まで）

※ 引続き認定を受けようとするときは、再度申請して審査を受ける必要があります。

5 認定された事業者を求めること

- ・「飛騨・美濃すぐれもの」の認定を受けた県産品（認定商品）は、原則、「飛騨・美濃すぐれもの」マークを表示すること（表示に要する経費は事業者負担とする）。
 - ・ホームページやパンフレット等において商品紹介をする際には、認定商品であることを表示すること。
 - ・毎年、認定商品の販売実績状況を報告すること。
 - ・認定商品の生産、加工、製造、販売、流通等において事故等の問題が生じたときは、認定された事業者が責任を負うこと。事故等の内容について、すみやかに報告すること。
- ※ 上記を満たさない場合、認定の取消しを行う場合があります。

6 応募方法

応募商品1点につき、以下の申請書類等一式を観光企画課へ郵送又は持参してください。

<申請書類等一覧>

- 「飛騨・美濃すぐれもの」認定申請書（様式第1号） 1部

※ 下記ウェブページから様式をダウンロードできます。

http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/kanko/kanko-shinko/s11334/index_30506.html

- 商品の写真3枚以上（正面、上部及び側面から撮影した、商品がよくわかる鮮明なもの）の画像ファイル（CD-R又はDVD-Rに保存して提出するか、電子メールで送付して下さい。）
- パンフレット等商品を説明する資料1部
- 食品については食品表示に関する全てのパッケージやシール1式
- 各種認証等を受けている場合は、認定書の写し

7 応募期限

<期限> 平成30年3月30日（金）必着

8 応募上の注意

- (1) 提出いただく申請書類等については、返却いたしません。
- (2) 申請者資格及び対象商品の要件を満たしていない場合、審査付託を行いませんのでご了承ください。
- (3) 2次審査通過後、表示等について、食品表示法や景品表示法など代表的な法令の確認を行います。別紙に代表的な法令を記載しましたので、申請時より法令遵守に努めていただくようお願いいたします。

9 平成30年度「飛騨・美濃すぐれもの」申請説明会の開催

申請に関する説明会を開催しますので、参加希望者は2月23日（金）までに、FAXまたは電子メールにて下記送付先に「参加申込書」を提出してください。（様式は、「飛騨・美濃すぐれもの」ウェブページからダウンロードできます。）

<説明会>平成30年3月2日（金） 14:00~15:00

場所：岐阜県シンクタンク庁舎5階 大会議室（岐阜市藪田南5-14-12）

申請書送付先・問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 観光国際局 観光企画課（観光資源係）

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-8084

FAX 058-278-2674

E-mail c11334@pref.gifu.lg.jp

「飛騨・美濃すぐれもの」ウェブページ

http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/kanko/kanko-shinko/s11334/index_30506.html

表示等の確認について

近年、一般消費者にとって、より適正な表示等が求められる中、商品の表示等については、以下のよう
な法令が定められています。

申請に当たっては、商品の表示等が適正であるかを自らご確認ください。

**また、2次審査を通過した商品については、関係機関による法令確認を行います。品質表示等が不適切
である場合は認定できない可能性がありますので、日頃より法令遵守に努めていただきますようお願い申
しあげます。**

品質表示等に係る代表的な法令

【食品表示法】所管機関：保健所（岐阜市は岐阜市保健所）

食品表示法は、平成27年4月1日に施行され、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品表示に関する規定
を統合した食品の表示に関する包括的かつ一元的な法律です。

食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解し、選択したり、摂取する安全性を確
保したりする上で重要な情報源となっています。

具体的な表示のルールは、食品表示基準に定められ、容器包装に入れられた加工食品では、名称、原材料名、
添加物、内容量、消費期限又は賞味期限、保存方法、アレルゲン、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所、製
造所又は加工所の所在地及び氏名又は名称、栄養成分の量及び熱量等の表示が義務付けられています。

加工食品の経過措置期間は、平成32年3月31日までとなっており、経過措置期間中は、旧基準による表示も
認められています。

また、平成29年9月1日に食品表示基準が改正され、全ての加工食品（輸入品を除く）の重量割合上位1位の
原材料について原料原産地の表示が必要になります（経過措置期間：平成34年3月31日）。

【健康増進法】所管機関：保健所（岐阜市は岐阜市保健所）

食品として販売するものに関して広告その他の表示をする場合、健康の保持増進の効果等について、著しく事
実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示は禁止されています。

【医薬品医療機器等法】所管機関：保健所（岐阜市は岐阜市保健所）

「医薬品的な効能効果（病気の治療又は予防を目的とする効能効果及び身体の機能の一般的増強、増進を主た
る目的とする効能効果）」を「標榜する（容器、包装、添付文書等の表示物など）」ものは、実際の効果の有無に
関わらず「医薬品」としてみなされ、その製造販売は医薬品医療機器等法上の許可が必要となります。

【米トレーサビリティ法】所管機関：保健所

米、米加工品に問題が発生した際に流通ルートを特定するため、生産から販売、提供までの各段階を通じ、取
引等の記録を作成・保存すること、産地情報を取引先や一般消費者に伝達することが義務づけられています。

【酒税法】所管機関：税務署

国内で流通する酒類（アルコール分1度以上）は、その容器又は包装に酒類の製造者の氏名等、酒類によ
って定められた事項に関する表示が義務づけられています。

【不当景品類及び不当表示防止法】所管機関：県民生活課

公正な競争を確保し、消費者の利益を保護するため、消費者を惑わす過大な景品類の提供や、うそ・大げさな
表現等消費者をだますような表示は、禁止されています。

■優良誤認表示（品質、規格その他の内容についての不当表示）

- ① 実際のものよりも著しく優良であると示す表示
- ② 事実に相違して競争事業者のものよりも著しく優良であると示す表示

■有利誤認表示（価格その他の取引条件についての不当表示）

- ① 取引条件について、実際のものよりも著しく有利であると示す表示
- ② 取引条件について、実際はそうではないのに競争事業者のものよりも著しく有利であると示す表示

【家庭用品品質表示法】所管機関：県民生活課

一般消費者が製品の品質、性能、取扱方法を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることがないよう、
品質表示の必要な家庭用品を指定し、品質表示規定に基づいた表示が義務づけられています。

(注意)

表示制度等は法令改正が行われている可能性がありますので、過去において適正な表示であっても、現在は不適
正な表示となっている場合があります。また、今後も改正される可能性があります。

なお、本書に表記の法令は代表的なもののみで、これ以外にも各商品に応じて関連する法令等（計量法等）があ
りますので該当する全ての法令について必ずご確認ください。